
JASSO

日本学生支援機構奨学金

採用時説明資料
2026年6月採用

配布物の確認

- 01 奨学生証（給付・貸与）
- 02 返還誓約書（貸与）
- 03 給付奨学金 支給中の全体の流れ
- 04 貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）
- 05 保証依頼書（機関保証制度選択者）
- 06 返還保証書（該当者のみ）
- 07 スカラネット・パーソナル登録・利用方法

説明会の流れ

- 01 奨学生としての心構え
- 02 知ってほしいこと
- 03 返還誓約書の作成と提出について
- 04 適格認定（学業）について



01

奨学生としての心構え



01

奨学生としての心構え

- 奨学金制度について、十分理解してください。
- 大学から奨学金の説明を受け、手続きなど、大学の指示を守ってください。
- 奨学生としての自覚と責任をもって、勉学に励んでください。



02

知ってほしいこと



02

知ってほしいこと

[貸与奨学金]

貸与奨学金制度

- 日本学生支援機構の貸与奨学金は、**借りるもの**です。
- 奨学金を借りるのも、返すのも皆さん自身です。
- **借り過ぎに注意**してください。

奨学金の説明会 **必ず出席してください。**

- 継続説明会（適格認定） 年1回
毎年12月～1月頃
- 返還説明会 貸与終了前に1回
卒業年度の10月～12月頃

*開催日時等の連絡に注意してください。

02 知ってほしいこと [給付奨学金]

採用後の手続	手続方法等
在籍報告・毎年4月	スカラネット・パーソナルから報告してください。 期限までに報告がなく、在籍が確認できない場合は、 給付奨学金の振込みが止まり、授業料減免の支援も受けることができません。
適格認定（家計） 毎年10月	奨学生本人と生計維持者（父母等）の収入状況に応じた支援区分の見直しを行い、 10月以降の1年間の支援区分を決定します。
適格認定（学業） 毎年学年末	学業成績等を総合的に審査し、給付奨学金の継続の可否等を判断します。 結果によっては、給付奨学金の支給が廃止や停止となることがあります。 また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

02

知ってほしいこと

[スカラネット・パーソナル]

奨学金の状況を確認

- 毎月の金額
- 登録情報の確認
- 振込口座の確認

給付奨学金・在籍報告

- 毎年4月
- 在籍報告の入力内容で適格認定（家計）の判定が行われます。
- 虚偽の報告をした場合、支援額の1.4倍で返還が必要となります。

貸与奨学金・継続願提出

- 毎年12月～2月頃
- 次年度の奨学金の継続について、願い出が必要です。

——— 手続きを行わないと ———

給付奨学金と授業料減免の
支援を受けられません。

「廃止」となり、
奨学金が止まります。

02 知ってほしいこと [連絡が必要なとき]

以下の事由が発生した場合は、必ず大学に連絡してください。

給付・貸与 共通		給付奨学金	貸与奨学金
• 改氏名	• 留学	• 他の国費受給	• 貸与月額の変更
• 退学	• 振口座の変更	• 停止（奨学生による申出）	• 連帯保証人、保証人の変更
• 休学、復学	• 転学、編入学	• 通学形態の変更 （自宅通学・自宅外通学）	• 利率の算定方法の変更 （第二種奨学金のみ）

03

返還誓約書の作成と提出について

[貸与奨学金]

03 返還誓約書の作成と提出（貸与奨学金）

あなたと日本学生支援機構との間の奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

「返還誓約書」に不備がある場合
提出期限までに提出しない場合



奨学金の振込みが止まります。

「返還誓約書」を提出しない場合



採用が取り消され、振り込まれた
奨学金は全額一括返金となります。

03 返還誓約書の作成と提出（貸与奨学金）

[返還誓約書の記入例（機関保証）] 貸与奨学生しおり（ダイジェスト版P.4～P.5）

①	奨学金の種類
②	誓約日
③	借用金額 貸与終了までの予定額
④ ⑤	奨学生本人の現住所・署名
⑥	返還の条件
⑦ ⑧	本人以外の連絡先の署名・続柄
⑨	提出に必要な添付書類

03 返還誓約書の作成と提出（貸与奨学金）

[返還誓約書の記入例（人的保証）] 貸与奨学生しおり（ダ イジ ャ ス ト 版 P.6～P.7）

①	奨学金の種類
②	誓約日
③	借用金額 貸与終了までの予定額
④ ⑤	奨学生本人の現住所・署名
⑥	返還の条件
⑦ ⑧	連帯保証人、保証人の署名・続柄
⑨	提出に必要な添付書類

03 返還誓約書の作成と提出（貸与奨学金）

記入上の注意		
署名・記入		<ul style="list-style-type: none">• 黒のボールペンで記入すること（消せるボールペンは使用不可）• 他の者と同一筆跡は認められません。必ず、各自が自署してください。• 書き誤った部分に紙を貼ったり、修正液等の使用、なぞり書き（重ね書き）は認められません。
押印 (人的保証のみ)		<ul style="list-style-type: none">• 実印で鮮明に押印してください。（連帯保証人・保証人）
訂正方法		<ul style="list-style-type: none">• 「貸与奨学金のしおりP.48～P.49を参照してください。• 訂正方法がわからない場合は、学生支援室で確認してください。• 返還誓約書記載事項訂正届が必要な場合があります。（学生支援室で配布）

03 返還誓約書の作成と提出（貸与奨学金）

添付書類「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」		
機関保証（全員）		<ul style="list-style-type: none">保証依頼書（兼保証委託契約書）P.4～5の記入例を参考に間違いのないように作成してください。申込日、依頼日は、返還誓約書の誓約日です。
人的保証（全員）		<ul style="list-style-type: none">連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）連帯保証人の収入に関する証明書（コピー可）保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）P.6～7の記入例を参考に間違いのないように作成してください。
人的保証 （該当者のみ）		<ul style="list-style-type: none">返還保証書（様式13） 提出が必要な方に配布しています当該人物（連帯保証人または保証人）が全て記入し、実印を押印してください。しおりP.52の記入例を参考に間違いのないように作成してください。資産等の証明書が必要です。

03 返還誓約書の作成と提出（貸与奨学金）

[返還誓約書の提出期限等]

提出期限 2026年7月30日（木）まで

提出先 学生支援室

奨学金窓口受付時間

9:00～13:00 / 14:00～17:00

※13:00～14:00の間は、奨学金の受付はできませんので、注意してください。



04

適格認定（学業）について

04 適格認定（学業） ・ 給付奨学生

[認定区分と適格基準] 標準単位数 1年次：31単位 2年次：62単位 3年次：93単位

① 廃止

以下のいずれかに該当するとき

- 学業成績不振により、修業年限で卒業できないことが確定したこと
- 修得単位数の合計が標準単位数の6割以下であること
- 履修科目の授業への出席率が6割以下など、学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
- 連続して「警告」に該当した場合（ただし、②に該当する場合を除く）

※学業成績が著しく不良で、やむを得ない事由がない場合は、「**廃止（返還必要）**」と認定され、学年の始期に遡って給付奨学金と授業料減免費の返還を求めます。

② 停止

2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部における下位4分の1の範囲に属すること」のみであること

04 適格認定（学業） ・ 給付奨学生

[認定区分と適格基準] 標準単位数 1年次：31単位 2年次：62単位 3年次：93単位

③ 警告

以下のいずれかに該当するとき（「廃止」の区分に該当するものを除く）

- 修得単位数の合計が標準単位数の7割以下であること
- GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
- 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他学修意欲が低い状況にあると認められること

④ 継続

「廃止」 ・ 「停止」 ・ 「警告」 以外

[修学支援新制度について]

給付奨学金と授業料減免は連動しています。

給付奨学金（多子世帯含む）が廃止と判定された場合、授業料減免の支援も終了します。

04 適格認定（学業） ・ 給付奨学生

[認定区分と処置内容]

① 廃止	次年度4月以降の給付奨学金の取扱い	給付奨学生の資格を失います。
	次年度4月以降の奨学金の振込み	振り込まれません。
	次年度の授業料減免	適用されません。
② 停止	次年度4月以降の給付奨学金の取扱い	給付奨学金の支給が中断されます。
	次年度4月以降の奨学金の振込み	振り込まれません。
	次年度の授業料減免	適用されません。（中断）

04 適格認定（学業） ・ 給付奨学生

[認定区分と処置内容]

③ 警告	次年度4月以降の給付奨学金の取扱い	給付奨学金の支給は継続します。
	次年度4月以降の奨学金の振込み	振り込まれます。
	次年度の授業料減免	適用されます。
④ 継続	次年度4月以降の給付奨学金の取扱い	給付奨学金の支給は継続します。
	次年度4月以降の奨学金の振込み	振り込まれます。
	次年度の授業料減免	適用されます。

04

適格認定（学業） ・ 貸与奨学生

- 継続説明会：12月～1月
- 貸与奨学金継続願の提出（入力） 未提出の場合は「廃止」となります。
- 人物、学業、経済状況の3つの要素で継続の可否を判断します。

警告：学修意欲が低い状況にあると認められること

廃止：修業年限で卒業できないことが確定したこと

04

適格認定（学業） ・ 貸与奨学生

[認定区分と処置内容]

認定区分	処置内容	次年度4月以降の奨学金の振込み
廃止	貸与奨学金の交付を取りやめます。 (奨学生の資格を失います。)	振り込まれません。
警告	貸与奨学金の交付は継続します。	振り込まれます。
継続	貸与奨学金の交付を継続します。	

奨学金に関する相談やお問合せ
学生支援室 093-671-8915
